

平成29年第3回
志木市農業委員会総会議事録

平成29年3月23日

志木市農業委員会

平成29年第3回志木市農業委員会総会日程

平成29年3月23日（木）午後2時00分

- 第1 開会
- 第2 議事録署名委員の指名
- 第3 議案
 - (1) 議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
 - (2) 議案第5号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - (3) 議案第6号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について
- 第4 諸報告（農業委員会会長専決規定含む）
 - (1) 報告第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る受理の決定について
 - (2) 報告第6号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について
 - (3) 報告第7号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について
- 第5 協議事項
 - (1) 次回総会の日程について
 - (2) その他
- 第6 閉会

1. 開催日時 平成29年3月23日(木) 午後1時46分から午後2時16分

2. 開催場所 志木市役所 4階 全員協議会室

3. 出席委員(12人)

会 長	13番	田中 満男
職務代理	3番	金子 幸一
委 員	2番	大島 廣明
	4番	山中 榮太郎
	5番	市之瀬 滋
	6番	鈴木 重光
	7番	小山 武英
	8番	抜井 和彦
	9番	綱島 稔
	10番	清水 和雄
	11番	志村 晃
	12番	内田 祐治

4. 欠席委員(1人)

1番 矢部 幸雄

5. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案

- (1) 議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (2) 議案第5号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- (3) 議案第6号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について

第4 諸報告(農業委員会会長専決規定含む)

- (1) 報告第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る受理の決定について
- (2) 報告第6号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について
- (3) 報告第7号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出に係る受理の決定について

第5 協議事項

- (1) 次回総会の日程について
- (2) その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 八木 征利
書記 小山 貴行

○事務局

定刻となりましたので、平成29年第3回農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は13人中12人ですので、志木市農業委員会会議規則第6条の規定に基づいた定数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは議事進行を会長にお願いいたします。

○田中会長

それでは、あらためまして平成29年第3回志木市農業委員会総会ということで、ご通知申しあげましたところ、お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

【会長挨拶】

それでは、議事に入ります。

議事日程第2の議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ございませんか。

(異議なしとの声あり)

○田中会長

ご異議なしと認め、2番 大島廣明委員、3番 金子幸一委員をお願いいたします。

併せて、書記として農業委員会事務局書記の小山主事を指名いたします。

それでは、日程第3の議案に入ります。

(1) 議案第4号『相続税の納税猶予に関する適格者証明について』について
以上、上程いたします。事務局、朗読をお願いいたします。

○事務局

議案第4号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について朗読します(受付番号5番、9番について、それぞれ朗読)。

以上です。

○田中会長

議案第4号受付番号5番について、事務局から説明を求めます。

○事務局

本案件は、相続税の納税猶予を受けるに当たって、申請者である相続人の方が納税猶予を受けるにふさわしい人物であるかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。租税特別措置法第70条の6第1項に規定されている要件としまして、1点目として、被相続人が死亡の日まで農業経営を行っていたこと、2点目として、相続人が被相続人から相続により取得した農地について、相続税の申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められることとなっております。

申請人及び農地の状況につきましては、市之瀬委員にご同行いただいて確認してまいりました。

この後、市之瀬委員よりご説明がございます。

以上です。

○田中会長

それでは、議案第4号受付番号5番について、市之瀬委員の説明、報告を求めます。

○5番 市之瀬委員

会長の指名がありましたので、議案第4号受付番号5番について、説明、報告を行います。本案件は、申請人である■■■■氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受ける当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。

申請地■■■■■■■■については、適正に管理されておりました。

また、申請者である■■■■氏は、引き続いて農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

議案第4号受付番号5番について質疑のある方の挙手を求めます。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行いません。

本議案、引き続き農業経営を行っていることを証明することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成の委員、挙手)

○田中会長

全員賛成ですので、議案第4号受付番号5番は、可決されました。

続きまして、議案第4号受付番号6番について上程いたします。

事務局、朗読をお願いいたします。

○事務局

本案件につきましても、議案第4号受付番号5番と同じく、相続税の納税猶予を受けるに当たって、申請者である相続人の方が納税猶予を受けるにふさわしい人物であるかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。

申請人及び農地の状況につきましては、綱島委員にご同行いただいて確認してまいりました。この後、綱島委員よりご説明がございます。

以上です。

○9番 綱島委員

会長の指名がありましたので、議案第4号受付番号9番について、説明、報告を行います。本案件は、申請人である■■■■氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受ける当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。

申請地■■■■他2筆については、適正に管理されておりました。

また、申請者である■■■■氏は、引き続き農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

議案第4号受付番号9番について質疑のある方の挙手を求めます。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行いません。

本議案、引き続き農業経営を行っていることを証明することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成の委員、挙手)

○田中会長

全員賛成ですので、議案第4号受付番号9番は、可決されました。

続きまして、議案第5号について上程いたします。

事務局、朗読をお願いいたします。

○事務局

議案第5号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について朗読します（受付番号6番、7番、8番について、それぞれ朗読）。
以上です。

○田中会長

議案第5号受付番号6番について、事務局から説明を求めます。

○事務局

本案件は、相続税の納税猶予の特例を継続して受けるに当たって、申請者が適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。

相続税の納税猶予の適用を継続して受けるには、租税特別措置法第70条の6第32項により、納税の猶予に係る期限が確定するまでの間、3年を経過するごとに納税地の所管税務署に届け出ることとなっており、本証明は、その継続届出の際の添付書類となります。

申請人及び農地の状況につきましては、綱島委員にご同行いただいて確認してまいりました。この後、綱島委員よりご説明がございます。

以上です。

○9番 綱島委員

会長の指名がありましたので、議案第5号受付番号6番について、説明、報告を行います。本案件は、申請人である■■■■氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受ける当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。

申請地■■■■他15筆については、適正に管理されておりました。

また、申請者である■■■■氏は、引き続き農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

議案第5号受付番号6番について質疑のある方の挙手を求めます。

（なしとの声あり）

○田中会長

質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行いません。

本議案、引き続き農業経営を行っていることを証明することについて、賛成の方の挙手を求めます。

（賛成の委員、挙手）

○田中会長

全員賛成ですので、議案第5号受付番号6番は、可決されました。
続きまして、議案第5号受付番号7番について上程いたします。
事務局、説明をお願いいたします。

○事務局

本案件につきましても、相続税の納税猶予の特例を継続して受けるに当たって、申請者が適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。

申請人及び農地の状況につきましては、田中会長にご同行いただいて確認してまいりました。
この後、田中会長よりご説明がございます。
以上です。

○田中会長

議案第5号受付番号7番について、説明、報告を行います。

本案件は、申請人である■■■■氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受ける当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。

申請地■■■■■■他9筆については、適正に管理されておりました。

また、申請者である■■■■氏は、引き続き農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

議案第5号受付番号7番について質疑のある方の挙手を求めます。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行ないます。

本議案、引き続き農業経営を行っていることを証明することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成の委員、挙手)

○田中会長

全員賛成ですので、議案第5号受付番号7番は、可決されました。

続きまして、議案第5号受付番号8番について上程いたします。

事務局、説明をお願いいたします。

○事務局

本案件につきましても、相続税の納税猶予の特例を継続して受けるに当たって、申請者が適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を農業委員会に求めるものです。

申請人及び農地の状況につきましては、市之瀬委員にご同行いただいて確認してまいりました。

この後、市之瀬委員よりご説明がございます。

以上です。

○5番 市之瀬委員

会長の指名がありましたので、議案第5号受付番号8番について、説明、報告を行います。本案件は、申請人である■■■■氏が相続税の納税猶予の特例の適用を継続して受ける当たって、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を求めているものであります。

申請地■■■■■■他24筆については、適正に管理されておりました。

また、申請者である■■■■氏は、引き続いて農業経営を行っており、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことについて、何ら問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

議案第5号受付番号8番について質疑のある方の挙手を求めます。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行いません。

本議案、引き続き農業経営を行っていることを証明することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(賛成の委員、挙手)

○田中会長

全員賛成ですので、議案第5号受付番号8番は、可決されました。

続きまして、議案第6号受付番号10番について上程いたします。

事務局、朗読をお願いいたします。

○事務局

議案第6号、受付番号10番、生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明について朗読します(受付番号10番について朗読)。

以上です。

○田中会長

議案第6号受付番号10番について、事務局から説明を求めます。

○事務局

本案件は、生産緑地に係る主たる従事者等に関する証明です。こちらは、生産緑地の指定を受けていた農地で、農業経営をしていた方が亡くなられたり、故障で農業ができなくなったため、その農地を生産緑地法第10条の規定に基づき、市に対して買取申し出を行う場合の添付書類となります。

今回、農業委員会に提出された主たる従事者等についての証明では、解除する生産緑地について、■■■■氏が健康であった時点において、その生産緑地の主たる従事者として農業に従事していたかどうかを審査するものでございます。ここでいう主たる従事者とは、客観的に見て当該生産緑地における農業経営に欠かすことのできない者を示しているものです。

農地の状況につきましては、綱島委員にご同行いただいて確認してまいりました。この後、綱島委員よりご説明がございました。

以上です。

○田中会長

それでは、議案第6号受付番号10番について、綱島委員の説明、報告を求めます。

○9番 綱島委員

会長の指名がありましたので、議案第6号受付番号10番について、説明、報告を行います。

本案件は、申請人である■■■■氏の所有している生産緑地について、市に買取申し出を行うために証明を求めているものであります。

今回、■■■■氏が故障のため、農業に従事できないことから、子の■■■■氏が後を継ぐものであります。事務局と同行して、申請農地である幸町■■丁目■■■■■■他1筆の現地を確認したところ、耕耘されており、適正に管理されておりました。また、■■■■氏は健康であったときは、根菜類栽培を中心に農業経営を行っており、申請のあった生産緑地の主たる従事者でありました。生産緑地に係る農業の主たる従事者等の証明を行うことについて特に問題ないことを報告します。

よろしく御審議をお願いいたします。

○田中会長

議案第6号受付番号10番について質疑のある方の挙手を求めます。

(なしとの声あり)

○田中会長

質問、意見等がないようです。

質疑を打ち切り、採決を行います。

本議案、生産緑地に係る主たる従事者として証明することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○田中会長

全員賛成ですので、議案第6号受付番号10番は、可決されました。

続きまして報告事項に入ります。

- (1) 報告第5号『農地法第3条の第1項の規定による届出について』
 - (2) 報告第6号『農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について』
 - (3) 報告第7号『農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について』
- 事務局、朗読をお願いいたします。

(議長の指名により事務局朗読)

(議長の指名により各担当地区委員から報告第5号受付番号1番、報告第6号受付番号2番、報告第7号受付番号2, 3, 4番について、すべて現地確認済みであり周囲への影響もなしとの報告)

○田中会長

ただいまの報告第5号・6号・7号について、質問等がございましたらお願いいたします。

(質問、意見等 なし)

○田中会長

質問等がないようです。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。つぎに協議事項に入らせていただきます。

- (1) 『次回総会日程について』ですが、4月26日(水)ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○田中会長

それでは4月26日(水)ということによろしくお願いいたします。

続きまして、(2) 『その他』ということでは何かありましたらどうぞ。

○事務局

- ・農業経営実態調査について(報告)
- ・市街化区域内農地の火災発生について(報告)
- ・254バイパス道路詳細設計検討会について(報告)

○田中会長

以上をもちまして、平成29年第3回農業委員会総会を閉会いたします。
慎重審議ありがとうございました。

議 事 録 署 名 簿

上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

平成29年3月23日

志木市農業委員会議長 田中 満男

2 番委員 大島 廣明

3 番委員 金子 幸一